

# 平成29年第1回もとす広域連合議会定例会会議録

## 目 次

### 第 1 号（2月13日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○職務のため出席した職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○行政報告	4
○議案第1号より議案第9号までの一括上程、説明、質疑、 委員会付託	4
○発議第1号及び発議第2号の一括上程、説明、質疑、討論、 採決	14
○散会の宣告	16

### 第 2 号（2月24日）

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17
○出席議員	17
○欠席議員	17
○説明のため出席した者	18
○職務のため出席した職員	18
○開議の宣告	19
○議事日程の報告	19
○議案第1号より議案第3号までの一括上程、委員長報告、 質疑、討論、採決	19
○議案第4号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	22
○議案第5号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	23
○議案第6号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	24
○議案第7号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	25
○議案第8号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	33
○議案第9号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	34

○議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について……………	37
○閉会の宣告……………	37
○署名議員……………	39

平成 29 年第 1 回 もとす広域連合議会定例会 第 1 日

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 29 年 2 月 13 日 (月曜日) 午前 9 時 30 分開会

- |        |  |
|--------|--|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2  | 会期の決定について  |
| 日程第 3  | 行政報告   |
| 日程第 4  | 議案第 1 号 もとす広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について                |
| 日程第 5  | 議案第 2 号 もとす広域連合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について      |
| 日程第 6  | 議案第 3 号 もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について           |
| 日程第 7  | 議案第 4 号 平成 28 年度もとす広域連合一般会計補正予算 (第 4 号) について       |
| 日程第 8  | 議案第 5 号 平成 28 年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) について   |
| 日程第 9  | 議案第 6 号 平成 28 年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算 (第 4 号) について |
| 日程第 10 | 議案第 7 号 平成 29 年度もとす広域連合一般会計予算について                  |
| 日程第 11 | 議案第 8 号 平成 29 年度もとす広域連合介護保険特別会計予算について              |
| 日程第 12 | 議案第 9 号 平成 29 年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算について            |
| 日程第 13 | 発議第 1 号 もとす広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例について               |
| 日程第 14 | 発議第 2 号 もとす広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について                |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (14 名)

- |     |         |     |           |
|-----|---------|-----|-----------|
| 1 番 | 森 治 久   | 2 番 | 若 井 千 尋   |
| 4 番 | 広 瀬 武 雄 | 5 番 | 若 園 五 朗   |
| 6 番 | くまがいさちこ | 7 番 | 松 野 藤 四 郎 |
| 8 番 | 鏝 本 規 之 | 9 番 | 黒 田 芳 弘   |

10番 臼井悦子  
12番 大西徳三郎  
14番 松野由文

11番 中村重光  
13番 村木俊文  
15番 安藤哲雄

欠席議員（1名）

3番 清水治

説明のため出席した者

連 合 長 藤 原 勉	副 連 合 長 棚 橋 敏 明
副 連 合 長 戸 部 哲 哉	事 務 局 長 鷺 見 誠
総 務 課 長 高 田 薫	介 護 保 険 課 長 扇 間 輝 幸
会 計 管 理 者 溝 口 賢 治	老 人 福 祉 施 設 長 神 谷 義 幸
療 育 医 療 施 設 長 片 岡 俊 明	大 和 園 長 弘 岡 敏
	衛 生 施 設 長 弘 岡 敏

職務のため出席した職員

書 記 長 臼 井 英 俊	書 記 高 田 茂 和
書 記 安 藤 里 恵	

開会 午前 9時53分

◎開会の宣告

○議長（松野藤四郎君） おはようございます。

平成29年第1回もとす広域連合議会を開会いたしますけれども、清水議員から欠席届が出ておりますので、よろしくお願いたします。

ただいまの出席議員は14人であり、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

ただいまから、平成29年第1回もとす広域連合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（松野藤四郎君） 本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（松野藤四郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○議長（松野藤四郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、

5番 若園五郎君

15番 安藤哲雄君

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（松野藤四郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、2月6日の議会運営委員会におきまして、本日から2月24日までの12日間にしてはどうかと決められました。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日から2月24日までの12日間とすることに決定しました。



### ◎ 行政報告

- 議長（松野藤四郎君） 日程第3、行政報告を行います。  
広域連合長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。  
広域連合長、藤原 勉君。
- 連合長（藤原 勉君） それでは、行政報告をさせていただきます。  
報告第1号 専決処分の報告についてでございます。  
大和園利用者の義歯の破損事故に係る損害賠償でございます。  
大和園利用者の義歯を破損したもので、去る平成28年9月19日にショートステイサービス利用者の衣類を洗濯した際に、衣類に義歯が紛れ込んでいたことに気づかず、洗濯を行い義歯を破損させたことについて和解し、賠償額を定めることにつき、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同法同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。  
なお、損害賠償額につきましては、全額保険会社より補填されます。  
以上、行政報告をさせていただきます。
- 議長（松野藤四郎君） これで行政報告は終わりました。



### ◎ 議案第1号より議案第9号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（松野藤四郎君） 日程第4、議案第1号 もとす広域連合職員定数条例の一部を改正する条例についてより、日程第12、議案第9号 平成29年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてまでを一括議題といたします。  
提出議案について、広域連合長より提案理由の説明を求めます。  
広域連合長、藤原 勉君。
- 連合長（藤原 勉君） それでは、提案説明を申し上げさせていただきたいと思いますが、その前に、提案説明に先立ちまして、定例会の第1回ということでございますので、所信の一端もあわせて述べさせていただきたいと思っております。  
皆さん、改めましておはようございます。  
本日ここに、平成29年第1回もとす広域連合議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。  
さて、ことし1月に日本老年学会と日本老年医学会は、医学的観点から

高齢者の運動能力、認知機能、生活機能に至るまで、10年から20年前と比べて10歳程度若返っていることが、複数の研究調査で実証されたことを踏まえまして、高齢者の定義を75歳以上に引き上げるべきだとする提言を發表いたしました。

また、提言では、今高齢者と呼ばれております人を社会の支え手だと捉え直し、就労やボランティア活動といった多様な社会参加を促す必要性も強調をいたしました。社会保障制度における高齢者の定義とは別に、高齢者が活躍できる参加型高齢社会づくりに向けて、一つのヒントになる提言ではないかと思っております。

それでは、平成29年度への事業に向けて臨みます定例会の開会に当たり、広域行政への所信について述べさせていただきます。

もとす広域連合は、構成市町住民の皆様の福祉向上と広域行政の推進に寄与することを目的に設置・運営されているところでありまして、広域連合管内の住民の安心・安全を支える事業であります介護保険事業をはじめ、老人福祉施設の大和園、療育医療施設の幼児療育センター及び休日急患診療所、そして衛生施設のし尿処理施設などの事業を行うとともに、執行に当たりましては少しでも安定的な財政運営が図れるように、限られた財源の中で効率的かつ効果的な運営を目指して、地域住民の皆様の福利向上に伝えるべく、努力をいたしているところでございます。

初めに、介護保険事業につきましては、今後も持続すべき社会保障制度として、たとえ要介護となっても、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの推進を図ってまいります。

また、今後の課題として、受益と負担のあり方や、要支援認定者への創意工夫を生かした生活支援や社会参加による介護予防を進めるなど、在宅医療、介護の連携推進といった幅広い取り組みも求められています。

そうした中、ことしは平成30年度からの第7期介護保険事業計画の策定とあわせて、介護保険料の算定をする年でもございます。こうした課題を議論しながら、策定を進めてまいりたいと思っております。

次に、老人福祉施設大和園につきましては、老人福祉法に基づく養護老人ホーム運営と、介護保険法に基づく特別養護老人ホーム、短期入所、デイサービスなど、管内地域に密着した事業運営を展開してきましたが、社会情勢の変化と介護保険法の一部改正などにより健全経営が危惧されたことから、議会とも協議の上決めました大和園経営改善計画に基づく方針を踏まえながら、引き続き高齢者福祉サービスを提供できるよう、施設管理・運営の見直しに一層努めてまいります。

次に、療育医療施設幼児療育センターにつきましては、地域療育の専門機関として、小学校就学前の乳幼児を対象とする児童福祉法に基づく児童発達支援事業と、障害者総合支援法に基づく相談支援事業を実施してまい

りました。

今後も引き続き、発達支援をはじめ、障がい児の療育及びその保護者への支援に努めてまいります。

また、療育医療施設休日急患診療所につきましても、日曜、祝祭日等における救急患者に対する診療について、もとす医師会及びもとす薬剤師会の協力を得て、地域の初期救急医療機関としての役割を果たし、引き続き良質かつ適切な医療サービスの提供に努めてまいります。

次に、し尿処理の衛生施設につきましても、構造物等の長寿命化5カ年計画の最終年度を迎えますが、今後も構成市町の下水道処理施設の整備状況と、当施設の処理能力を検証し、老朽化した施設・設備等の更新について、長期的な展望に立った計画の必要があります。

中でも、汚泥処理設備である焼却設備は、耐用年数を超えて老朽化が著しいことから、設備の更新や外部への排出等の方向性を見きわめながら、今後も構成市町の浄化槽、農業集落排水処理施設及びコミュニティ・プラントに係る汚泥並びにし尿を衛生的に処理し、地域住民の快適な生活環境の保全に寄与してまいります。

最後に、本庁機能の移転につきましても、議員の皆様にもご心配をいただいているところですが、本巢市役所真正分庁舎への移転を本年秋ごろを目途に実施したいと考えております。

今後も、地域住民の皆様のご期待の広域行政機関として、その役割を十分に果たすため、構成市町との連携のもと、広域連合事業の推進につきましても、その舵取りとして、当連合管内住民の皆様のご期待に沿えるよう、誠心誠意取り組む所存でございます。

つきましても、議員の皆様には当連合の施策の推進に際し、引き続きご理解ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上、所信の一端を述べさせていただきました。

続きまして、提案説明を申し上げます。

今回、本会議に提案し、ご審議をお願いする議案は、条例の改正に関する案件が3件、平成28年度補正予算に関する案件が3件、平成29年度予算に関する案件が3件の合計9件でございます。

それでは、ただいまより今定例会への提出議案につきましても、順次概要を説明させていただきます。

まず、議案第1号 もとす広域連合職員定数条例の一部を改正する条例についてでございます。

将来にわたる円滑な会計事務処理体制の構築と、その継続を図るため、1名増員して2名とするため定数を増員するもので、平成30年4月から実施するものでございます。

次に、議案第2号 もとす広域連合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

人事院規則の一部改正により、配偶者同行休業再度の延長ができる特別



の事情について、規定を追加するものでございます。

次に、議案第3号 もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

1点目の改正は、平成28年の人事院勧告に基づき、勤勉手当の支給割合を均等に改定することと、扶養手当額について段階的に改定するものでございます。

2点目の改正は、行政職給料表について、構成市町との均衡を考慮して、6級制から7級制に改正するもので、関連して旅費についても所要の改正をするものでございます。

次に、議案第4号 平成28年度もとす広域連合一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,285万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,067万4,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、まず、歳入の主なものは国庫支出金及び県支出金の障害支援区分認定審査会経費に係る補助金が廃止され、交付税算入化されたことによります60万9,000円の減額、また、歳出の減に伴い、繰入金を1,229万6,000円の減額をするものでございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費で市町派遣職員人件費負担金52万円の減額、積立金を1,002万7,000円増額、民生費では、幼児療育センターの人件費で227万円の減額と指導員賃金90万1,000円の減額、衛生費では、燃料費の価格低下により500万円の減額、電気料の低下によります光熱水費800万円の減額、さらに修繕工事の契約差金400万円などを減額補正するものでございます。

次に、議案第5号 平成28年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,818万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億1,197万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、まず、歳入の主なものは介護保険料で6,439万3,000円の増額、保険給付費の歳出内容の見直しに伴い、国庫支出金で657万2,000円の減額、県支出金で186万5,000円の減額をするものでございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費で職員人件費153万8,000円の減額、介護認定審査会経費216万1,000円の減額、また、保険給付費は増減ゼロでございますが、各種サービス給付について所要の見直しをいたしております。また、今後の歳出見込みに基づき、基金積立金6,188万7,000円の増額をするものでございます。

次に、議案第6号 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,486万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,932万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、まず、歳入の主なものは繰入金で、歳出の減とサービス事業収入の増に伴い5,874万円減額、サービス事業収入では、短期入所生活介護や施設介護などで利用者の増により3,397万6,000円の増額をするものでございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費で燃料費の価格低下により869万1,000円の減額、電気料の低下によります光熱水費597万4,000円の減額、市町派遣職員人件費負担金330万円の減額などをするものでございます。

また、事業収入増などにより基金積立金5,070万4,000円を増額補正するものでございます。

民生費では、養護老人ホームの日日雇用職員賃金149万1,000円の減額をするものでございます。

サービス事業費では、各種介護保険事業での職員等人件費3,660万9,000円の減額、日日雇用職員賃金1,679万1,000円の減額をするものでございます。

続きまして、議案第7号から議案第9号までは平成29年度の新年度予算でございます。

当広域連合の新年度の予算総額は86億940万円となりました。

一般会計が4億5,950万円で、全体予算額の5.3%、介護保険特別会計が72億2,100万円で、同じく83.9%を占めております。

そして、老人福祉施設特別会計は9億2,890万円で、同じく10.8%を占めるものでございます。

これらの予算案につきましては、管内地域住民の皆様の健康で安心・安全な生活の確保、安定した介護保険制度の運営と良質な介護サービスの確保及び障がい者、障がい児支援施策の推進などを目指したものでございます。

また、平成29年度の予算編成に向け、広域連合が将来にわたり持続可能な財政運営・経営を維持していくために、職員一人一人が最小のコストで最大の効果を上げるべく工夫を凝らすとともに、広域連合の主な財源の一つである組織市町負担金についても、広域管内住民の税金であることを再認識しながら予算編成に努めたところでもございます。

まず、議案第7号 平成29年度もとす広域連合一般会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億5,950万円で、平成28年度と比べて1,160万円の増額で、プラス2.6%の予算となっております。

一般会計予算は本庁総務課関係分、療育医療施設関係分及び衛生施設関係分の3部門から構成されております。

歳入の主なものといたしましては、組織市町からの市町負担金3億

1,534万9,000円、使用料及び手数料3,108万8,000円、基金繰入金3,900万円、サービス事業収入の児童福祉事業収入5,075万8,000円を計上いたしたところであります。

歳出の主なものとしたしましては、総務費は9,796万2,000円で、本庁移転事業費1,325万円を含めて計上いたしております。

民生費は1億654万1,000円、衛生費は2億3,927万6,000円を計上いたしております。

次に、議案第8号 平成29年度もとす広域連合介護保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72億2,100万円で、平成28年度と比べて1億9,140万円の増額で、プラス2.7%の予算となっております。

平成12年4月に開始されました介護保険制度は、高齢化率の進展とともに、当広域連合の介護保険特別会計予算も年々増加傾向にあります。さらに制度改正により、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するなど、他分野との連携強化により、地域包括ケアシステムの推進が求められていることから、当広域連合におきましても、高齢者を含めた人々の暮らしを支える地域のまちづくりの一環ともなる地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを図るとともに、各介護サービス事業による介護保険給付費の増加への対応、また、地域支援事業の充実への対応に関係経費を計上いたしたところであります。

歳入の主なものとしたしましては、介護保険料収入で16億9,797万2,000円、介護給付費負担金をはじめとした市町負担金で10億6,907万7,000円、国庫支出金で14億6,486万4,000円、支払基金交付金で18億9,402万5,000円、県支出金で10億434万円を計上いたしたところであります。

歳出の主なものとしたしましては、保険給付費の65億7,530万6,000円で、歳出総額の91.1%を占めております。

また、地域支援事業費に4億346万3,000円、歳出総額の5.6%を計上いたしたところでございます。

最後に、議案第9号 平成29年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億2,890万円で、平成28年度と比べて4,830万円の増額で、プラス5.5%の予算となっております。

老人福祉施設大和園は、老人福祉法に基づく養護老人ホームと、介護保険法に基づく特別養護老人ホーム、短期入所施設、デイサービスセンター、介護支援センター及び居宅介護支援事業所を抱える地域に密着した事業所であり、高齢者福祉サービスの提供を図るべく、所要額を計上いたしたところであります。

歳入の主なものとしたしましては、老人保護措置費負担金などの市町負

担金 1 億 7,033 万 2,000 円で、養護老人ホームの措置費加算分 3,300 万円ほどを含めて計上いたしております。

また、基金繰入金で 8,000 万円、通所介護事業、施設介護事業などサービス事業収入で 6 億 83 万 4,000 円を計上いたしたところであります。

歳出の主なものといたしましては、総務費で施設の維持管理を主体とした総務管理費に 1 億 5,813 万 2,000 円、民生費で養護老人ホーム及び在宅介護支援事業に 1 億 5,451 万 2,000 円、通所介護事業、施設介護事業などサービス事業費に 5 億 6,799 万 3,000 円を計上いたしました。

以上、提出議案につきまして、その概要を説明させていただきましたが、よろしくご審議を賜り、適切にご決定をいただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松野藤四郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

これより全員協議会を全員協議会室において再開しますので、移動をお願いいたします。

再開は 10 時 30 分でございます。

休憩 午前 10 時 16 分

再開 午後 3 時 19 分

○議長（松野藤四郎君） 休憩前に続きまして会議を再開いたします。

議案第 1 号 もとす広域連合職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第 1 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 1 号は、総務介護常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第 2 号 もとす広域連合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第 2 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務介護常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第3号 もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第3号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務介護常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第4号 平成28年度もとす広域連合一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

議案第4号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

議案第4号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、議案第4号については委員会付託を省略することに決定しました。

ただいま議題となっております議案第4号につきましては、内容が2つの常任委員会に関係しますが、議案を分割して審査することはできないため、委員会への付託は省略することとしましたが、2月16日から開催される療育医療衛生常任委員会と総務介護常任委員会において、それぞれの所管に属する予算について、協議事項として協議をお願いし、最終日の本会議において質疑、討論、採決を行いたいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。  
よって、本案は療育医療衛生常任委員会及び総務介護常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行います。
- 議案第5号 平成28年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。  
議案第5号に対する質疑はありませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。  
よって、質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっております議案第5号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。  
よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。  
議案第6号 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。  
議案第6号に対する質疑はありませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。  
よって、質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっております議案第6号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。  
よって、本案は老人福祉常任委員会に付託します。  
議案第7号 平成29年度もとす広域連合一般会計予算についてを議題といたします。  
議案第7号に対する質疑はありませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。  
よって、質疑を終結いたします。  
議案第7号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。  
ご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。  
よって、議案第7号については委員会付託を省略することに決定しまし

た。

ただいま議題となっております議案第7号につきましては、内容が2つの常任委員会に関係しますが、議案を分割して審査することはできないため、委員会への付託は省略することとしましたが、2月16日から開催される療育医療衛生常任委員会と総務介護常任委員会において、それぞれの所管に属する予算について、協議事項としてご協議をお願いし、最終日の本会議において質疑、討論、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は療育医療衛生常任委員会及び総務介護常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行います。

議案第8号 平成29年度もとす広域連合介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

議案第8号に対する質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第9号 平成29年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてを議題といたします。

議案第9号に対する質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託します。



◎ 発議第 1 号及び発議第 2 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松野藤四郎君） 日程第13、発議第1号 もとす広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例について及び日程第14、発議第2号 もとす広域連合議会会議規則の一部を改正する規則についてを一括議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

1番、森 治久君。

○1番（森 治久君） 議席番号1番、森 治久でございます。

ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、趣旨の説明をさせていただきます。

もとす広域連合議会会議規則第14条第1項の規定によりまして、お願いする議案は2件でございます。

いずれも議会運営委員会としてお願いしたい議案でございますが、現状では委員会から直接議案を提出するための規定がないので、委員長である私が提出者、私以外の議会運営委員である中村重光議員、広瀬武雄議員、鏑本規之議員、村木俊文議員、安藤哲雄議員の以上5名が賛成者となって提出させていただくものでございます。

発議第1号 もとす広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例についてにつきましては、閉会中における各委員の指名についての規定がないため追加するなど、条例の一部を改正する必要があるため、提案するものでございます。

発議第2号 もとす広域連合議会会議規則の一部を改正する規則についてにつきましては、委員会が議案を提出するための規定がないため追加するなど、規則の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

以上、提出議案につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議を賜り、適切にご決定をいただきますようお願い申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（松野藤四郎君） 以上で趣旨説明は終わりました。

これより発議第1号 もとす広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

発議第1号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕



- 議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。  
よって、発議第1号については委員会付託を省略することに決定しました。  
これより討論を行います。  
発議第1号に対し、まず、反対討論はありませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。  
よって、討論を終結いたします。  
これより採決いたします。  
発議第1号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕
- 議長（松野藤四郎君） 着席願います。  
起立全員であります。  
よって、発議第1号 もとす広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例については可決されました。  
これより発議第2号 もとす広域連合議会会議規則の一部を改正する規則についてに対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。  
よって、質疑を終結いたします。  
発議第2号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。  
ご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。  
よって、発議第2号については委員会付託を省略することに決定しました。  
これより討論を行います。  
発議第2号に対し、まず、反対討論はありませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。  
よって、討論を終結いたします。  
これより採決いたします。  
発議第2号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕
- 議長（松野藤四郎君） 着席願います。  
起立全員であります。  
よって、発議第2号 もとす広域連合議会会議規則の一部を改正する規則については可決されました。



◎散会の宣告

- 議長（松野藤四郎君） 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。  
2月16日から開催されます常任委員会で、それぞれの委員会に付託等してあります案件につきまして、審査等をお願いします。  
なお、2月24日は午前9時30分より本会議を開きます。  
本日はこれにて散会いたします。  
ご苦労さまでした。

散会 午後 3時35分

平成29年第1回もとす広域連合議会定例会 第2日

議事日程（第2号）

平成29年2月24日（金曜日）午前9時30分開議

- |        |         |                                       |
|--------|---------|---------------------------------------|
| 日程第 1  | 議案第 1号  | もとす広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について           |
| 日程第 2  | 議案第 2号  | もとす広域連合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3  | 議案第 3号  | もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について      |
| 日程第 4  | 議案第 4号  | 平成28年度もとす広域連合一般会計補正予算（第4号）について        |
| 日程第 5  | 議案第 5号  | 平成28年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第4号）について    |
| 日程第 6  | 議案第 6号  | 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第4号）について  |
| 日程第 7  | 議案第 7号  | 平成29年度もとす広域連合一般会計予算について               |
| 日程第 8  | 議案第 8号  | 平成29年度もとす広域連合介護保険特別会計予算について           |
| 日程第 9  | 議案第 9号  | 平成29年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算について         |
| 日程第 10 | 議会運営委員会 | の閉会中の継続調査申出書について                      |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番	森	治	久	2番	若	井	千	尋
3番	清	水	治	4番	広	瀬	武	雄
5番	若	園	五	朗	6番	く	ま	が
7番	松	野	藤	四	郎	8番	鏝	本
9番	黒	田	芳	弘	10番	白	井	悦
11番	中	村	重	光	12番	大	西	徳
13番	村	木	俊	文	14番	松	野	由
15番	安	藤	哲	雄				

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連 合 長	藤 原 勉	副 連 合 長	棚 橋 敏 明
副 連 合 長	戸 部 哲 哉	事 務 局 長	鷺 見 誠
総 務 課 長	高 田 薫	介 護 保 険 課 長	扇 間 輝 幸
会 計 管 理 者	溝 口 賢 治	老 人 福 祉 施 設 長	神 谷 義 幸
療 育 医 療 施 設 長	片 岡 俊 明	大 和 園 長	
		衛 生 施 設 長	弘 岡 敏

職務のため出席した職員

書 記 長	白 井 英 俊	書 記	高 田 茂 和
書 記	安 藤 里 恵		

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（松野藤四郎君） おはようございます。

本日は、議会最終日でございます。各議案につきましては、各常任委員会に付託をされております。その中でいろいろ慎重に審議をされて、各委員長が報告をされるというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただいまの出席議員は15人であり、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（松野藤四郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎議案第1号より議案第3号までの一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松野藤四郎君） 日程第1、議案第1号 もとす広域連合職員定数条例の一部を改正する条例についてから日程第3、議案第3号 もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

これらについては、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） 改めまして、おはようございます。

ただいま議長より総務介護常任委員会の委員長報告のご指示をいただきました議席番号4番、広瀬武雄でございます。

それでは、ただいま議題となりました議案第1号から議案第3号までについて、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を、会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

総務介護常任委員会は、2月21日午前9時29分より、本巢市役所本庁舎第1委員会室におきまして開催いたしました。委員5名全員が出席したほか、松野議長の出席をいただき、また、議案説明のため藤原連合長、事務局長、総務課長、介護保険課長、会計管理者、その他担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

初めに、議案第1号につきましては、執行部より、議案書及び付属資料

に基づいて補足説明を受けました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第2号につきまして、執行部より、議案書及び付属資料に基づいての補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、「再度の延長ができる特別の事情は国内におけるものもあり得るのか。」との質疑があり、「外国に特定されるものである。」との答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第3号につきまして、執行部より、議案書及び付属資料に基づいて補足説明を受けました。

その後、質疑に入りまして、「給料表の改正により、給料が上がるということか。」との質疑があり、「今回の改正は、6級の上に7級の表を追加するというものであり、昇格がなければそのまま変わらない。しかし、あわせて『級別基準職務表』の改正も行うため、これまでの5級、6級の職務がそれぞれ6級、7級となり、実質的には4級の職務の上に5級の職務を追加する改正となるために、現在4級の職員が人事異動等により昇格する場合など、一部の職員については給料が上がるという可能性がある。」との答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特別報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で総務介護常任委員会の議案第1号から第3号までの一括議題となりました委員長報告を終わらせていただきます。

○議長（松野藤四郎君） それでは、まず議案第1号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第1号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第1号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第1号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第1号 もとす広域連合職員定数条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第2号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第2号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第2号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第2号 もとす広域連合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第3号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第3号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第3号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第3号 もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。



**◎議案第4号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決**

○議長（松野藤四郎君） 日程第4、議案第4号 平成28年度もとす広域連合一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

議案第4号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員長より協議結果の報告を求めます。

それでは、まず初めに総務介護常任委員長より協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいま議題となりました議案第4号について、総務介護常任委員会における所管部分の協議結果を会議規則第41条の規定に準じましてご報告申し上げます。

議案第4号は、補正予算書及び付属資料に基づきまして、執行部より補足説明があった後、質疑に入り、特に特別報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松野藤四郎君） 続きまして、療育医療衛生常任委員長より協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、若園五朗君。

○療育医療衛生常任委員長（若園五朗君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、療育医療衛生常任委員会委員長より報告いたします。

ただいま議題となりました議案第4号について、療育医療衛生常任委員会における所管部分の協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。

療育医療衛生常任委員会は、2月16日午前9時28分より、本巢市役所本庁舎第1委員会室において開催いたしました。委員5名全員が出席したほか、議案説明のため戸部副連合長、事務局長、総務課長、療育医療施設長、衛生施設長、その他担当職員の出席を求め、当委員会における協議事項について補足説明を受けた後、慎重に協議を行いました。

議案第4号は、補正予算書及び付属資料に基づいて、執行部より補足説明があった後、質疑に入り、療育医療施設における職員人件費の減額補正について、「補正理由の主なものとして、職員の育児休業に伴うものと補足説明があったが、どのくらいの減額であるのか。」との質疑に対し、「育児休業に伴う関連経費減額分については、189万5,000円で、平成28年9月末から育児休業を取得し、平成31年3月までの予定となっている。



この期間中については、給与としての支払いはないため、平成28年10月から平成29年3月までの分について、減額補正を行うものである。なお、給与が支払われる期間は産後8週間までとなっている。その後、育児休業期間にあっては無給ということになるが、かわりに岐阜県市町村職員共済組合から給与の3分の2程度の金額が支給される仕組みとなっており、本人としては全く収入がないということではない。」との答弁がありました。

また、「昨年、療育医療施設において職員1名を増員したと記憶しているが、そのような中で育児休業職員分について、どのように対応したのか。」との質疑がありました。「代替として、昨年9月から嘱託員を任用した。」との答弁がありました。

そのほかには、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松野藤四郎君） それでは、議案第4号についての委員長協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第4号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第4号 平成28年度もとす広域連合一般会計補正予算（第4号）については、可決されました。



#### ◎議案第5号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松野藤四郎君） 日程第5、議案第5号 平成28年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

議案第5号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいま議題となりまし

た議案第5号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

議案第5号につきましては、執行部より、補正予算書及び付属資料に基づきまして、補正予算の詳細についての説明を受けました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松野藤四郎君） 議案第5号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第5号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第5号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第5号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第5号 平成28年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第4号）については、委員長報告のとおり可決されました。



#### ◎議案第6号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松野藤四郎君） 日程第6、議案第6号 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

議案第6号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、黒田芳弘君。

○老人福祉常任委員長（黒田芳弘君） ただいま議題となりました議案第6号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告をいたします。

老人福祉常任委員会は、2月17日午前9時29分より、本巢市役所本庁舎第1委員会室において開催をいたしました。委員5名全員が出席したほか松野議長の出席をいただき、また議案説明のため棚橋副連合長、事務局長、総務課長、老人福祉施設大和園長、その他担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案第6号につきましては、執行部より、補正予算書及び付属資料に基づいて、補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松野藤四郎君） 議案第6号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第6号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第6号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第6号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第6号 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第4号）については、委員長報告のとおり可決されました。



### ◎議案第7号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松野藤四郎君） 日程第7、議案第7号 平成29年度もとす広域連合一般会計予算についてを議題といたします。

議案第7号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員長より協議結果の報告を求めます。

それでは、まず初めに総務介護常任委員長より協議結果の報告を求めま

す。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

- 総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいま議題となりました議案第7号につきまして、総務介護常任委員会における所管部分の協議結果を会議規則第41条の規定によりましてご報告申し上げます。

議案第7号は、予算書及び付属資料に基づきまして、執行部より補足説明を受けました。その際に追加配付されました本巢市役所真正分庁舎への本庁舎事務所移転に関する図面及び年度別組織市町負担金一覧表（当初予算比較）の2つの資料につきまして、議長から許可をいただきましたので、本日皆様方のお手元にお配りいたしております。

なお、資料に対する質疑につきましては、この会議後に直接執行部へお尋ね願いたいと思います。

補足説明の後に質疑に入りまして、「事務所移転の図面を見たところ、使い勝手がよくないように見受けられるが、どのように考えているのか。ある程度のお金をかけてもよい方向へ持っていくべきではないのか。」との質疑があり、「第1に、現在の庁舎は耐震補強ができていない建物であるため、まずは職員の安全が確保できない状況を解消したい。第2に、真正分庁舎において事務室に転用できる空いた部屋があることから、まずはその場所を最大限利用させていただき、できるだけ経費をかけずに住民サービスの向上へつなげていきたい。最低限の改修で事務室の環境を整えるという考え方で、本巢市担当課とも協議の上、この案を作成した。」との答弁がありました。

また、「お金の問題の前に、そこで働く職員のことを考えると同時に、来庁する住民の立場で計画を考えなければならないと思うが、その点についてはどうか。」との質疑があり、「建物の現状をうまく生かしながら、効率よく使えるような方法で行うと、3首長で考えがまとまったところである。しかし、住民の方が来られたときに、顔が見えないと言われるようなことがないように、直接住民と触れ合う部分については、顔が見える場所へ出ていくなど工夫して執務を行いたい。」との答弁がありました。

また、「この計画案ではスペースが狭くないか。」との質疑があり、「計画案と現在の事務所を比べると、計画案のほうが広がっている。また、議場、書庫、会議室等、必要な設備もこの庁舎の中でカバーできるため、運営に支障はないと考えている。この先も現在の人員構成のままであれば、この広さのまま使っていき、人員が増えるなどして手狭になるようなことがあれば、その時点で考えたい。」との答弁がありました。

また、「庁舎の引っ越し費用については、広域連合で予算化するのとは当然のことと思うが、庁舎の改造費及び照明設備の修繕費については、建物の所有者である本巢市の負担において行うべきであるとの意見があるが、このことについてはどのように考えているのか。」との質疑があり、「本巢市は、もとす広域連合の構成員であり、当然、第三者の関係とは考えて

いない。つまり、大家と店子との関係ではなく、本巢市の組織が施設を使用するような考え方に基づいて、このような予算編成となっている。」との答弁がありました。

また、「広域連合が真正分庁舎を使用することで賃借料はどのようになるのか。」との質疑があり、「建物の賃借料についてはないと考えている。電気代、水道代というような費用については、面積等による按分で負担することになると考えている。」との答弁がありました。

また、「真正分庁舎3階の旧議員控え室を認定審査会室及び書庫として使用した場合、議員控え室はなくなってしまうように思うが、それに代わる部屋はあるのか。」との質疑があり、「本巢市において、隣の第2委員会室を議員控え室へ変更する予定であると聞いている。」との答弁がありました。

また、「予算書の10ページにおいて、時間外勤務手当予算が78万円とあるけれども、どのように積算されているのか。また、この金額は少ないように思われるが、サービス残業についてはどうか。」との質疑があり、「時間外勤務手当予算は基本給の6%で積算している。この率が多いか少ないかについては、部署によっても異なると考えている。時間外勤務の実施については、構成市町と同様に管理職である課長及び施設長が職員に命じて行い、それに基づいて手当を支払っている。サービス残業及び予算管理については、今一度課長及び施設長に確認し、適切な運営の徹底を図りたい。」との答弁がありました。

そのほかには、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

なお、委員会終了後に、議長も含めまして希望した委員4名が、本巢市役所真正分庁舎の関係場所において視察を行いました。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松野藤四郎君） 続きまして、療育医療衛生常任委員長より協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、若園五朗君。

○療育医療衛生常任委員長（若園五朗君） ただいま議題となりました議案第7号について、療育医療衛生常任委員会における所管部分の協議結果を会議規則第41条の規定により報告します。

議案第7号は、予算書及び付属資料に基づいて、執行部より補足説明があった後、質疑に入り、休日急患診療所について、「冬場は患者数が多いと思うが、開設時間を延長しているのか。」との質疑に対し、「開設時間は、原則午前9時から午後4時まで、途中1時間休憩時間を挟んで、実質6時間となっている。例年1月及び2月はインフルエンザの流行により患者数が増加しているが、時間が多少延びても診療は実施している。今のところ開設時間の延長は考えていない。ただし、繁忙期については、医師は1名であるが、薬剤師は2名に増員した体制で行っている。」との答弁がありました。

また、「医師及び薬剤師の報酬について、医師会及び薬剤師会から改定についての話はあるのか。」との質疑がありました。「現在のところ、どちらからも話はなく、見直しについては考えていない。」との答弁がありました。

また、「各市町に調剤薬局がたくさんできているが、休日急患診療所以外での薬剤処方を行う考えはないのか。」との質疑に対し、「受診者へ処方する薬は1日分限りであること、また、休日急患診療所という性質からも、当診療所以外における薬剤の処方はない。」との答弁がありました。

次に、幼児療育センターについて、「『平成29年度もとす広域連合当初予算案の概要』の2ページにおいて、『サービス事業収入』についての説明として『対象児童数の減』とあり、これまで利用者数は右肩上がりに増加していると理解していたが、減となる理由は何か。」との質疑がありました。「実績については『平成29年度予算の説明資料』9ページの『療育医療施設 市町別利用者数』の『(契約者数)』の表にあるとおり、およそ毎年1月ごろが最大、その後、年長児が修了した直後の4月が最小となるが、年間を通じ相対的な契約数は横ばい状態であると言える。予算積算としては、歳入予算であるため、見込みよりも若干抑えて計上している。」との答弁がありました。

また、「施設建設に係る借入額である1億600万円については、いつ償還が終わるのか。」との質疑があり、「平成21年度に借り入れ、その後3年据え置き、利率については平成27年9月に見直しがあり、次回の利率見直しは平成32年9月であり、償還期限は平成37年9月の予定となっている。」との答弁がありました。

次に、衛生施設について、「直近1年間における本巢市の搬入量がその前年の1年間と比べて減となっている理由は何か。」との質疑があり、「人口の減が理由であると考え。」と答弁がありました。

また、「衛生施設の燃料費及び光熱水費予算については、前年度予算において合わせて1,300万円減額補正となっている。新年度予算においても前年度の当初予算と同様の積算ということでは、積算が甘いのではないか。もう少し減額した予算にしてもよいのではないか。」との質疑があり、「燃料費予算の主体であるA重油については、価格変動もあることから、昨年度と同様1リットル当たり70円で積算している。実際の予算執行においては、毎月入札を行って契約しているが、今年に入って契約単価も上昇している。また、光熱水費予算の主体である電気料金については、『燃料費調整額』が原油価格変動の影響を受け、他に『再生可能エネルギー発電促進賦課金』の加算もあるため、積算はとても難しいことをご理解願いたい。そのような状況下において、前年度においては「燃料費調整単価」について1キロワットアワー当たりプラスマイナス0円で予算化していたが、新年度においてはマイナス1円強で予算化し、その相当分として約

300万円の減額となっている。ちなみに、現在の状況は、1キロワットアワー当たりマイナス5円ぐらいである。」との答弁がありました。

そのほかには、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松野藤四郎君） それでは、議案第7号についての委員長協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

大西議員。

○12番（大西徳三郎君） 広瀬委員長にお尋ねしますが、先ほど、広域連合が本巢分庁舎へ移転するという、いろいろ説明をしていただきました。協議結果についての説明をしていただきましたけれども、賃貸料についてですけれども、今は広域連合が本巢市へ家賃という形で賃貸料を払っておる。新しく真正分庁舎に移ったときには、賃貸料、家賃は発生しないということで、今までと同じ本巢市の所有の建物に入って、今までは賃貸料を払っていたけれども、新しく移転したときには賃貸料は発生しないということですが、その根拠というか、どうも合点がいかないわけで、整合性がとれていないような気がしますけれども、その点、委員会の中ではどのように決せられましたか。

○議長（松野藤四郎君） 総務介護常任委員長、広瀬君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） ただいま大西議員よりご質問がございました、真正分庁舎の賃借料がなしということで報告があったがいかななものか、という内容ではなかったかと確認いたします。

実を申しますと、このやりとりは、議員と連合長とのやりとりでございました。したがって、たまたま本巢市長であります連合長のご発言ということで、それ以上の審議、協議、あるいは質問等々はなく、ただいまご報告申し上げました建物の賃借料については、ないと考えている、ということで終わっております。

以上でございます。

○議長（松野藤四郎君） はい、大西議員。

○12番（大西徳三郎君） ということは、決定事項ではないというふうに理解をすればよろしいでしょうか。

○議長（松野藤四郎君） 総務介護常任委員長、広瀬君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） 総務介護常任委員会の中におきまして、この内容が承認されたということと、今この議場でも、ここでご承認いただくのであれば、決まったと、こういう解釈になろうかと思えます。

○議長（松野藤四郎君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

はい、鏝本議員。

○8番（鏝本規之君） 委員長報告ということですから、委員長にただすということになりますけれども、答弁はどういうふうで解釈してもらっても

結構なんですけれども、私たちは本巢の市議員としてこの会議にも参加をさせていただいておるわけで、ですから、本巢市の市議員としての発言は極力控えたいなという思いもありますけれども、流れとしては、通常であれば今予算の中にも36万円の家賃の計上がなされている、そういうふうに思っております。

けれども、引っ越した後にその36万円の家賃をもらわないということを出長は言っておりますけれども、これは本巢市議員としての思いとしては、今まで36万円の家賃が入っていたものが入らなくなるということにおいては、本巢市の議員として、まだ承知をしていないというところがあるわけでありまして。

よって、今そのことを断言をされても、本巢市議会のほうにおいて反対の者があれば、それを撤回せざるを得なくなるだろうというふうに思っておりますので、この件については、今委員長が言われたように、それ以上のものでもないというふうに解釈してもらえたほうがよろしいかと思っておりますけれども、委員長、いかがでしょうか。

○議長（松野藤四郎君） 総務介護常任委員長、広瀬君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） ただいまのご発言につきましては、同じ立場になれば同じ心情でありますので、鏝本議員のおっしゃるとおりかと、このように感ずるところであります。

○議長（松野藤四郎君） ほかに質疑はありませんか。

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君） 本庁舎移転事業について質問したいと思いますが、先ほど委員長のほうから、今日配付いただきましたこの図面については触れるなということですので、それを前提に質問いたしますが、本庁舎が真正分庁舎に移転したときの議場というものは、どこになるわけですか。まずお尋ねしたいと思います。

○議長（松野藤四郎君） 総務介護常任委員長、広瀬君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） 私どもの委員会におきましての説明並びに理解は、真正分庁舎における旧議場が現在、若干言い方はまずいんですが、物置になっておりますが、その議場を使うという、そういう解釈でございます。

○議長（松野藤四郎君） 黒田議員。

○9番（黒田芳弘君） この予算書を見ますと、本庁移転事業費といたしまして1,325万円が計上されておまして、そのうち改修にかかる工事費といったものは400万円余りといった、そんなに大した金額ではございませんが、今、委員長のお話を聞きますと、議場については3階の議場を改修してやるというところではありますが、当然、その改修費がこの中に計上されていると思うんですが、当広域連合の議会といたしましては、わずか年2回の開催でありますので、そこに修繕費をかけるよりも、私は、広域連合の職員の皆さんが常日ごろ仕事をされる職場に、少しでも働きやすい職



場に修繕したほうが、同じお金を使うならそちらのほうが有効ではないかというふうに考えるわけであります。議場については、私どもが文教福祉委員会で使っております部屋でもやれないことはないかと思いますが、そういった点については委員会では協議されなかったのか、少し聞いてみたいと思います。

○議長（松野藤四郎君） 総務介護常任委員長、広瀬君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） ただいま黒田議員からの質問にお答えいたしますが、予算書によりますと、1,325万円が計上されていると思いますが、その大半は、引っ越し費用というふうに説明を受けております。したがって、真正分庁舎の中における各議場を中心とした会議室の修繕等々につきましては、そのうちのアバウトで2割くらいではないかというような聞き取りをしております。

引っ越し費用がほとんどだというふうに聞いておりますので、それで、今の質問の、議場を改修しないとか年2回ぐらいしか議会を開催しないならもうちょっと安く上げられるのではないかというご質問は、実は、先ほどご報告申し上げた現場を見学に行きました折には、ある議員からそういう話が出たことは事実でございます。委員会としては、それについて、再度協議したり検討したりはしておりません。

以上です。

○議長（松野藤四郎君） ほかに質疑はありませんか。

鏑本議員。

○8番（鏑本規之君） 今、委員長報告の最後にあったように、この図面を見させてもらいまして、委員会の終了後に現地視察をさせていただきました。委員長の報告にもあったように、委員の中から、今の本庁の議場を使うことにおいてはいかがかというような意見も多うございました。

また、この図面等の配付が今日行われたわけでした、議員全員において、同等の知識を有していないと解釈をしております。

このままこれをよしとして認めますと、築地と同じような問題が起きる可能性もあるかと思っておりますので、この件においては、委員長がどのように考えておられるか、今一度伺いをしたいということもありまして、終わった後に現地を見た後の意見等も、委員会の意見として取り上げるとするならば、この図面のとおりでは施行されない意見のほうが少し多いかと思っております。

私は委員会のメンバーですので、委員会の報告においては何ら問題はないと思っておりますけれども、終わった後の現地視察を行ったことで意見が少し変わってくるというふうに思っております。

予算のときに反対で討論をしますので、よろしく願いいたします。

○議長（松野藤四郎君） よろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。  
よって、質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。  
議案第7号に対し、まず反対討論はありませんか。  
鏑本議員。
- 8番（鏑本規之君） 今回の予算においては、全面的に何も反対する理由はないように思われます。また、この今問題になっております庁舎移転の費用においても、この金額において何ら問題はないかというふうに思っておりますけれども、ただ、この図面に際しまして、議場をどこにするかということに対しては、到底今の場所で三百有余万円の経費を使って、年に4回ぐらいしか使わないところにそれだけのお金をかけることにおいては、到底承服、要するに理解ができない。  
けれども、この改革案、また改造費等々の金額においては、反対をするものではありませんけれども、内容において納得ができないところもありますので、反対とさせていただきます。  
議員各位におかれましては、私の意見に賛同願いますようお願いをして、反対の討論とさせていただきます。
- 議長（松野藤四郎君） 次に、賛成者の発言を許します。  
黒田議員。
- 9番（黒田芳弘君） 反対討論が出ましたので、賛成の立場で討論に参加したいと思いますが、今、鏑本議員のほうから、庁舎の移転に伴いいろいろな意見があって、反対ということで討論がありましたが、先ほど委員長報告に対して、2人の議員からそのことについて質疑があったわけですが、まだ移転は秋というようなことを聞いておりますので、そういったご意見等も踏まえていただき、これから補正等で反映させてもらえるのかなという期待もありまして、私としては、この予算に対して賛成としたいと思います。
- 議長（松野藤四郎君） ほかに討論はありませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。  
よって、討論を終結いたします。  
これより採決いたします。  
議案第7号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕
- 議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。  
起立多数であります。  
よって、議案第7号 平成29年度もとす広域連合一般会計予算については、可決されました。



### ◎議案第8号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松野藤四郎君） 日程第8、議案第8号 平成29年度もとす広域  
連合介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

議案第8号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありまし  
たので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいま議題となりまし  
た議案第8号につきまして、総務介護常任委員会における審査の経過及び  
結果を会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

議案第8号につきましては、執行部より、予算書及び付属資料に基づき  
まして、詳細についての補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、「時間外勤務手当予算について、どのように積算  
されているのか。」との質疑があり、「通常の間は一般会計同様基本給の  
6%で積算しているけれども、平成29年度においては、第7期介護保険  
事業計画の策定を行う年でもあり、平成30年度の制度改正に向けての事  
業の取り組みなど、事務量の増加が見込まれることから、基本給の7%で  
積算している。」との答弁がありました。

また、「介護認定審査会委員の報酬について、その他の委員の日額1万  
3,600円という金額は妥当と考えるか。」との質疑があり、「介護認定審  
査会の会議は、委員1人当たり週に1回2時間程度実施し、会議1回当た  
り20ケース以内の審査を行っている。しかし、事前準備等に要する時間  
も多く、大変な作業を行っていただいているため、その金額では安いので  
はないかと考えている。」との答弁がありました。

また、「介護認定審査会における個人情報の取り扱いについてはどのよ  
うになっているのか。個人情報が漏れるような心配はないのか。」との質  
疑があり、「事前に介護認定審査会委員に渡す資料については、住所氏名  
は一切書かれていないなど、個人が特定できるような情報はなく、審査会  
委員自体も誰のものか分からない状態の資料となっているので、個人情  
報が漏れるようなことはないと考えている。」との答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の  
結果、全会一致で可決されました。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松野藤四郎君） 議案第8号についての委員長報告に対する質疑を  
行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第8号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第8号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第8号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第8号 平成29年度もとす広域連合介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。



#### ◎議案第9号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松野藤四郎君） 日程第9、議案第9号 平成29年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてを議題といたします。

議案第9号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、黒田芳弘君。

○老人福祉常任委員長（黒田芳弘君） ただいま議題となりました議案第9号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告いたします。

議案第9号につきましても、13日の全員協議会における質疑を踏まえながら、昨年秋にまとめられた「大和園経営改善計画」がどのように新年度の予算に反映されているのかということについて重点的に審査をいたしました。初めに、執行部より、予算書及び付属資料に基づき、詳細についての補足説明を受けました。その際に追加配付されました「老人福祉施設特別会計 資料1」という資料につきましても、議長から許可をいただきましたので、本日皆様のお手元にお配りをいたしました。

なお、資料に対する質疑につきましても、会議後に直接執行部へお願いをいたします。

補足説明の後、質疑に入り、「給食業務について、新年度は従来と比べて経費削減のための具体的方策は行われているのか。」との趣旨の質疑があり、「まだ具体的な検討に入っていない状態であり、新年度予算への反映は行われていない。今後検討を進めていきたい。」との答弁がありました。

また、「老人保護措置費負担金について、約3,700万円の増額であるが、

積立金との関係はどのようなものであるのか。」と質疑があり、「老人福祉法に基づく養護老人ホームの運営と介護保険法に基づく介護サービス事業との予算上の仕分けを明確化し、養護老人ホームの運営については、措置市町からの支援を得ることができること、また、介護サービス事業については、収入増により約1,000万円多く基金を積み立てる予算とすることができたが、今後も経常的にこのような状態が続くとは考えていない。努力を積み重ねて赤字を減らすとともに、黒字を基金として積み立てることができるようにしたい。」との答弁がありました。

また、「より予算を明確にするため、養護老人ホームの運営と介護保険法に基づく介護サービス事業とをそれぞれ別の会計で管理したほうがよいのではないか。」との質疑があり、「来年度以降、法的、手続的な部分についても確認をしながら、よく検討していきたい。」と答弁がありました。

また、「措置費が他施設に対して高いということになるので、当広域連合の構成3市町以外からの措置はされなくなり、構成3市町についても大和園以外の施設へ措置をするということが起こり得るのではと思うが、どう考えているのか。」との質疑があり、「構成3市町以外からの措置は行われなくなるのではないかと考えているが、大和園の養護老人ホームは3市町の施設であるので、3市町については大和園へ措置されるものと考えている。」との答弁がありました。

また、「収支状況が改善された場合、上乗せ分の措置費は精算して返却するのか。」との趣旨の質疑があり、「収支状況により、上乗せ分の金額を改定することはあるかもしれないが、状況がよくなった場合にも精算して返却することはない。」との答弁がありました。

また、「措置費について、1人当たり月額6万2,000円の増額というのは大きな金額であると考えられるので、今後、中長期的な計画の中でどのような状況にあるのかについて、報告をする予定はあるのか。」との旨の質疑があり、「中長期的な計画に対する状況については、毎年精査を行い、今後委員会等で報告していきたいと考えている。」との答弁がありました。

また、「市町派遣職員人件費負担金の減の理由は何か。」との質疑があり、「園長に関する人件費の差額分である。」との答弁がありました。

また、「予算書29ページの『級別職員数』の表において、一般行政職は1人増、単純労務職は前年より1人減となっているが、その理由は何か。」との質疑があり、「この表における人数は全て大和園プロパー職員についての数となっており、一般行政職の増については、介護職1名の増、単純労務職の減については、調理員1名の退職による減である。」との答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきことはなく、採決の結果、全会一致で可決をされました。

以上で老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松野藤四郎君） 議案第9号についての委員長報告に対する質疑を

行います。

質疑はありませんか。

8番、鏝本議員。

- 8番（鏝本規之君） 大和園の改革ということを経済委員会のほうで長いことかけて協議をしてもらって、それに基づいた予算編成がなされているかと思っております。

大和園を利用する人の中で、言葉は悪いですが、ぼけというものがあります。ぼけに対して、そういうものを防ぐための措置というものが、市のほうでも対策として予算化されていると聞いております。

大和園として、何かそのような措置がなされているのか、予算編成がなされているのか、そういうことが協議されたのか、お伺いしたいと思っております。

また、もう一点は、予算の中に介護ロボットの購入も書かれております。

このことについて、どのような意見が出されたのかお伺いをいたします。

- 議長（松野藤四郎君） 老人福祉常任委員長、黒田君。

- 老人福祉常任委員長（黒田芳弘君） 今、2点の質問があったかと思いますが、1つは認知症の防止についての予算がされているのかということと、もう一点は介護ロボットの件だったというふうに思いますが、委員長としては、その件については、当委員会では協議がされなかったということで報告をさせていただきますが、これ以上のことについては、私には経験がございませんので、あとは議長のほうに委ねたいというふうに思います。

- 議長（松野藤四郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第9号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第9号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第9号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第9号 平成29年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

◎ 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（松野藤四郎君） 日程第10、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、議会運営委員会の所掌事務のうち、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項についてを閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◇

◎ 閉会の宣告

○議長（松野藤四郎君） 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

これにて、平成29年第1回もとす広域連合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。ご苦労さまでした。

閉会 午前10時41分





地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

5 番

1 5 番